

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年12月12日

三朝町長 吉田秀光

平成14年12月17日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和45年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を

削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____及び</p> <p>山林所得金額の合計額から同条第2項_____の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第6条及び第11条第1項において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の6.8を乗じて算定する。</p> | <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額(総所得金額中に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額から当該給与所得に係る収入金額の100分の5の金額(その金額が2万円を超えるときは、2万円)を控除した金額によるものとする。)及び</p> <p>山林所得金額の合計額から法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第6条及び第11条第1項において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の6.8を乗じて算定する。</p> <p>2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額の計算については、法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないもの</p> |

2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合には、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

第4条～第13条 略

(国民健康保険税に関する申告)

第14条 国民健康保険税の納税義務者は、4月15日まで(国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者は、当該納税義務が発生した日から15日以内)に、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。ただし、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき法第317条の2第1項の申告書が町長に提出されている場合又は当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書(法附則第35条の2の4第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する者(法第317条の2第1項ただし書の条例で定める者を除く。)である場合においては、この限りでない。

附 則

1 略

とする。

3 第1項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合には、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

第4条～第13条 略

(国民健康保険税に関する申告)

第14条 国民健康保険税の納税義務者は、4月15日まで(国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者は、当該納税義務が発生した日から15日以内)に、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。ただし、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき法第317条の2第1項の申告書(当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者のすべてが法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書)が町長に提出されている場合においては、この限りでない。

附 則

1 略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第13条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第3条及び第13条第1項の規定の適用については、第3条中「第314条の2第1項に規定する総所得金額」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から17万円を控除した金額によるものとし、」と、「所得税法(昭和40年法律第33号)」とあるのは「同法」とし、第13条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第34条第1項の譲渡所得を有する場合における第3条及び第13条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から同項の規定により適用される長期譲渡所得の特別控除額を控除した残額に相当する金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第13条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条第1項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第1項」とあるのは「法附則第35条第1項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「長期譲渡所得の特別控除

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第34条第1項の譲渡所得を有する場合における第3条第1項及び第3項並びに第13条第1項の規定の適用については、これらの規定(第3条第3項を除く。)中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第3条第3項

中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条第1項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは、「法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の

額」とあるのは「短期譲渡所得の金額から控除する金額」と読み替えるものとする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第 35 条の 2 第 1 項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条及び第 13 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項

中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 13 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第 35 条の 2 の 6 第 7 項において準用する同条第 1 項の規定の適用がある場合における前項の規

金額」と読み替えるものとする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第 35 条の 2 第 1 項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条及び第 13 条第 1 項の規定の適用については、これらの規定(第 3 条第 2 項及び第 3 項を除く。)中

「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 3 条第 2 項及び第 3 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

定の適用については、同項中「株式等に
係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「
株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則
第 35 条の 2 の 6 第 7 項において準用す
る同条第 1 項の規定の適用がある場合に
は、その適用後の金額）」とする。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲
渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税
の課税の特例）

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康
保険の被保険者が法附則第 35 条の 3 第
12 項において準用する同条第 3 項の規
定の適用がある場合における第 5 項の規
定の適用については、同項中「株式等に
係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株
式等に係る譲渡所得等の金額（法附則
第 35 条の 3 第 12 項において準用する第
3 項の規定の適用がある場合には、その
適用後の金額）」とする。

（商品先物取引に係る雑所得等に係る国
民健康保険税の課税の特例）

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康
保険の被保険者が法附則第 35 条の 4 第
1 項の事業所得又は雑所得を有する場合
における第 3 条及び第 13 条第 1 項の規
定の適用については、第 3 条第 1 項
中「及
び山林所得金額」とあるのは「及び山林
所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 1
項に規定する商品先物取引に係る雑所得

（特定中小会社が発行した株式に係る譲
渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税
の課税の特例）

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康
保険の被保険者が法附則第 35 条の 3 第
3 項の規定の適用を受ける

_____ 場合における前項 の規
定の適用については、同項中「株式等に
係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株
式等に係る譲渡所得等の金額（法附則
第 35 条の 3 第 3 項

_____ の規定の適用がある場合には、その
適用後の金額）」とする。

（商品先物取引に係る雑所得等に係る国
民健康保険税の課税の特例）

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康
保険の被保険者が法附則第 35 条の 4 第
1 項の事業所得又は雑所得を有する場合
における第 3 条及び第 13 条第 1 項の規
定の適用については、これらの規定（第
3 条第 2 項及び第 3 項を除く。）中「及
び山林所得金額」とあるのは「及び山林
所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 1
項に規定する商品先物取引に係る雑所得

等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第1項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額」と、第13条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第1項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第33条の3第1項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第13条第1項の規定の適用については、第3条第1項

中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第13条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第

等の金額」と、第3条第2項及び第3項

中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第1項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第33条の3第1項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第13条第1項の規定の適用については、これらの規定(第3条第2項及び第3項を除く。)中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第3条第2項及び第3項

中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。